

熊本県男女共同参画推進員設置要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、熊本県男女共同参画計画に定める、各地域で地域主導による男女共同参画社会づくりを進めるため、地域ネットワークの核となる男女共同参画推進員（以下「推進員」という）について必要な事項を定める。

(活 動)

第2条 推進員は、自主的かつ自発的に次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域等において男女共同参画に関する普及啓発・情報提供を行うこと。
- (2) 熊本県や市町村が行う男女共同参画施策の推進に協力すること。
- (3) 熊本県男女共同参画推進条例第23条に規定された苦情に該当する相談を受けた場合は、その内容を県に連絡すること。
- (4) 熊本県、市町村、事業所等に対して、男女共同参画社会の形成の促進に向けた提言、要望等を行うこと。
- (5) その他、地域における男女共同参画の推進に必要なこと。

(各種関係団体等との連携)

第3条 推進員は、市町村、男女共同参画推進団体、各種団体等と緊密な連携をとり、活動するものとする。

(選 任)

第4条 熊本県は、以下の対象者のなかから推進員を選任し委嘱する。但し、熊本市内を主な活動の地域とする者を除く。

- (1) 熊本県が行う「男女共同参画社会づくり地域リーダー育成研修」の修了者のうち、選任を希望する者
- (2) 広く地域の実情に通じ、男女共同参画の推進に関して熱意と認識を持つ者として市町村長が推薦した者
- (3) その他、男女参画・協働推進課長が適当と認めた者

2 第1項に該当する者であっても、国・地方公共団体の議員、職員である者は、推進員として選任しない。

(委嘱期間)

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、同任期は委嘱状を交付した日の属する年度の翌年度末をもって終了するものとする。

2 地域の実情に応じ、市町村長が特に推薦する者等については、再任を妨げない。

3 県は、推進員が次の各号の一つに該当すると認められる場合は、委嘱期間満了を待たずに選任を取り消すことができる。

- (1) 転居その他の事由により活動に重要な支障が生じる場合
- (2) 本人から辞退の申出があった場合

- (3) 委嘱後、国・地方公共団体の議員、職員となった場合
- (4) 第7条に規定する禁止事項に違反した場合

(委嘱状)

第6条 推進員には、委嘱状を交付する。また、その活動に当たっては、必要に応じ当該委嘱状を携帯するものとする。

(禁止事項)

第7条 推進員は、その活動に通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 推進員は、その地位を営利、政治及び宗教目的のために利用してはならない。

(研修等)

第8条 熊本県は、推進員の活動が円滑になされるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 推進員の資質の向上を図るため、毎年1回研修を開催すること。
- (2) 推進員が第2条各号の活動を行うために必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 第3条に定める連携が確保されるよう、市町村等に協力を求めること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(活動状況の報告)

第9条 推進員は、別記様式第1号により活動状況を年度ごとに県に報告するものとする。

(経費)

第10条 推進員の活動にかかる経費（第8条第1項第1号に規定する研修の参加費を除く）については、推進員の負担とする。

(庶務)

第11条 推進員に関する庶務は、男女参画・協働推進課において処理する。

附則 この要項は、平成21年4月23日から施行する。

附則 この要項の改正は、平成23年5月30日から施行する。

附則 この要項の改正は、平成25年4月4日から施行する。

附則 この要項の改正は、平成27年5月19日から施行する。

附則 この要項の改正は、平成30年6月1日から施行する。

(別記様式 1 号)

令和 年 月 日

熊本県男女共同参画推進員活動状況報告書
(令和 年度分)

推進員名 _____

1 活動内容

時期 (月日)	活 動 の 内 容

2 特記事項 (県に提案する意見・要望等があれば御記入ください)

--

※当該報告書の内容については、必要に応じて、県関係課及び居住市町村等に提供する場合がありますので御了承ください。